

2016年7月29日
川口西保育所長

風水害に関する方針と対応

- (1) 保育所は、気象庁が発表する①注意報、②警報、③避難準備情報、④避難勧告のそれぞれによって、どう対応するか判断する。
- (2) 保護者は、同じく前記の①～④によって、子どもを登園させるか、欠席させるか、いつ迎えに行くかを自主的に判断し、対処する。
- (3) 保育時間内での判断は、所長がする。
- (4) 保育所の保育時間内の場合の対応は、気象状況を確認しながら、福山市役所（児童部）とも連絡を取り合い、対処する。
- (5) 状況によっては、保育所から保護者に電話等で迎えの依頼をする場合がある。
- (6) 避難するなどの判断をした場合は、避難先その他の情報をインターネット上のホームページに掲載する。できない場合は、園内の目立つ場所に掲示を残す。

避難場所と避難経路は次の通りとする。

〔避難場所〕

- ◎津波の場合の避難場所は、福山市立新涯小学校とする。
- その他の風水害の場合の第1避難場所は、福山市立川口小学校とする。第2避難場所は、JA福山市川口支店とする。

